

教育こども委員会報告資料

- 報告第1号 学校給食費に係る訴えの提起に関する専決処分について
… P 1
- 報告第2号 学校給食費に係る訴えの提起に関する専決処分について
… P 4
- 「議案第17号 福岡市公民館条例の一部を改正する条例案」の関連報告について
… P 6
- 学びの多様化学校（不登校特例校）の設置に向けた検討状況について
… P 7
- 第3次福岡市教育振興基本計画の策定について
… P 9
- 国の経済対策を踏まえた就学援助制度の対応について
… P 11
- 専門学科を有する市立高校のあり方（有識者会議の報告書）について
… P 12
- 福岡市総合図書館基本的運営方針の策定について
… P 14

令和6年2月
教育委員会

報告第1号 学校給食費に係る訴えの提起に関する専決処分について

学校給食費滞納者に対し、滞納学校給食費等の支払を求める訴えの提起について、市長の専決処分事項に関する条例の規定により、訴えの相手方ごとに次のように専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により議会に報告するもの。

1 事件番号及び事件名

別表事件番号及び事件名の欄記載の事件番号及び事件名

2 訴えの相手方

別表訴えの相手方の欄記載の者（以下「相手方ら」という。）

3 請求の要旨

- (1) 相手方らは、本市に対し、それぞれ同人に係る別表滞納学校給食費の欄記載の滞納学校給食費を支払え。
 - (2) 相手方らは、本市に対し、平成21年9月分以降の滞納学校給食費に対する福岡市税外収入金の督促及び延滞金条例第4条の規定により計算した各延滞金を支払え。
 - (3) 訴訟費用は、相手方らの負担とする。
- との判決を求める。

4 事件の概要

- (1) 相手方らは、いずれも本市が実施する学校給食を受けた者の保護者であるが、これまで多額の学校給食費を滞納し、本市の再三にわたる督促又は催告にもかかわらず学校給食費を納付しなかった。
- (2) そこで、本市は、相手方らに対し、滞納学校給食費等の支払を求めて、別表支払督促申立日の欄記載の日に支払督促の申立てを行った。
- (3) この支払督促に対し、相手方らから督促異議の申立てがあったため、民事訴訟法第395条の規定により、支払督促の申立ての時に請求の要旨記載のとおり判決を求めてそれぞれ訴えの提起があったものとみなされたものである。

別表

事件番号及び事件名	訴 え の 相 手 方	滞納学校 給 食 費	支払督促 申 立 日	専決処分 年 月 日
福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載してありません。 学校給食費請求事件	福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載してありません。	円 455,577	令和5年 10月2日	令和5年 12月11日
福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載してありません。 学校給食費請求事件	福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載してありません。	455,577	令和5年 10月2日	令和5年 12月11日
福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載してありません。 学校給食費請求事件	福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載してありません。	143,728	令和5年 10月2日	令和5年 12月11日
福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載してありません。 学校給食費請求事件	福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載してありません。	143,728	令和5年 10月2日	令和5年 12月11日
福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載してありません。 学校給食費請求事件	福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載してありません。	79,208	令和5年 10月2日	令和5年 12月11日
福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載してありません。 学校給食費請求事件	福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載してありません。	266,706	令和5年 10月2日	令和5年 12月19日
福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載してありません。 学校給食費請求事件	福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載してありません。	266,706	令和5年 10月2日	令和5年 12月19日
福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載してありません。 学校給食費請求事件	福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載してありません。	244,424	令和5年 11月7日	令和6年 1月4日
福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載してありません。 学校給食費請求事件	福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載してありません。	77,394	令和5年 11月13日	令和6年 1月4日
福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載してありません。 学校給食費請求事件	福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載してありません。	163,903	令和5年 11月13日	令和6年 1月18日
福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載してありません。 学校給食費請求事件	福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載してありません。	163,903	令和5年 11月13日	令和6年 1月18日

福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載しておりません。 学校給食費請求事件	福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載しておりません。	301, 301	令和5年 11月13日	令和6年 1月18日
福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載しておりません。 学校給食費請求事件	福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載しておりません。	301, 301	令和5年 11月13日	令和6年 1月18日
福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載しておりません。 学校給食費請求事件	福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載しておりません。	139, 833	令和5年 11月13日	令和6年 1月26日

報告第2号 学校給食費に係る訴えの提起に関する専決処分について

学校給食費滞納者に対し、滞納学校給食費等の支払を求める訴えの提起について、市長の専決処分事項に関する条例の規定により、令和6年1月26日訴えの相手方ごとに次のように専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により議会に報告するもの。

1 事件番号及び事件名

別表事件番号及び事件名の欄記載の事件番号及び事件名

2 訴えの相手方

別表訴えの相手方の欄記載の者（以下「相手方ら」という。）

3 請求の要旨

- (1) 相手方らが、本市に対し、それぞれ同人に係る別表滞納学校給食費の欄記載の滞納学校給食費、平成21年9月分以降の滞納学校給食費に対する福岡市税外収入金の督促及び延滞金条例第4条の規定により計算した各延滞金等を支払うことを命じた仮執行の宣言を付した支払督促を認可する。
- (2) 督促異議の申立て後の訴訟費用は、相手方らの負担とする。
との判決を求める。

4 事件の概要

- (1) 相手方らは、いずれも本市が実施する学校給食を受けた者の保護者であるが、これまで多額の学校給食費を滞納し、本市の再三にわたる督促又は催告にもかかわらず学校給食費を納付しなかった。
- (2) そこで、本市は、相手方らに対し、滞納学校給食費等の支払を求めて、令和5年10月2日に支払督促の申立てを行った。
- (3) 本市は、この支払督促について、相手方らが督促異議の申立てを行わなかったため、仮執行の宣言の申立てを行った。
- (4) この仮執行の宣言を付した支払督促に対し、相手方らから督促異議の申立てがあったため、民事訴訟法第395条の規定により、支払督促の申立ての時に請求の要旨記載のとおり判決を求めてそれぞれ訴えの提起があったものとみなされたものである。

別表

事件番号及び事件名	訴 え の 相 手 方	滞納学校 給 食 費
福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載して おりません。 学校給食費請求事件	福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載して おりません。	円 230,807
福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載して おりません。 学校給食費請求事件	福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載して おりません。	230,807

「議案第 17 号 福岡市公民館条例の一部を改正する条例案」の関連報告について

1 改正の理由・内容

住民の生活文化の振興及び社会福祉の増進に寄与するため、西都北校区への公民館新設に伴い、その位置を定める必要があるため。

2 施行期日

教育委員会規則で定める日

○福岡市公民館条例の一部を改正する条例案新旧対照表

現 行		改 正 案	
別表第 1		別表第 1	
名	位 置	名	位 置
中略		中略	
福岡市照葉北公民館	福岡市東区香椎照葉三丁目	福岡市照葉北公民館	福岡市東区香椎照葉三丁目
		福岡市西都北公民館	福岡市西区北原二丁目
別表第 2 (略)		別表第 2 (略)	

学びの多様化学校（不登校特例校）の設置に向けた検討状況について

1 施設概要（令和5年9月教育こども委員会報告）

（1）設置場所

福岡市教育センター内（早良区百道）

（2）設置形態

単独中学校として設置する方向で検討

（3）施設構成

校長室、職員室、教室、技術・美術室、多目的室、図書室、相談室、面談室

※上記については、教育センター内諸室を改修して使用し、理科室や保健室等については、教育センター内の既存の諸室を活用

（4）転入学対象者

不登校及び不登校傾向がある中学生

（5）想定人数

40～60人 ※他都市の状況から想定

2 教育課程の編成、学校名案の選定

不登校児童生徒への支援については、これまで学識経験者や関係団体等で構成する会議で幅広く意見を伺いながら検討してきており、今回も同様に意見を伺いながら、教育課程や学校名案等について検討していく。

【教育課程】

不登校を経験した生徒の学びを支援できるよう、各教科の指導内容や授業時数など、生徒の実態に配慮した特別の教育課程を検討

【学校名案】

福岡市立中学校の生徒や教職員等から募集し、当該会議で意見を伺い、教育委員会会議で学校名案を決定する予定

3 学校給食

生徒の心身の健全な発達及び食に関する正しい理解と適切な判断力を養うため学校給食を提供

4 就学援助

経済的な理由により就学困難とならないよう、就学援助による支援を実施

5 施設配置の考え方

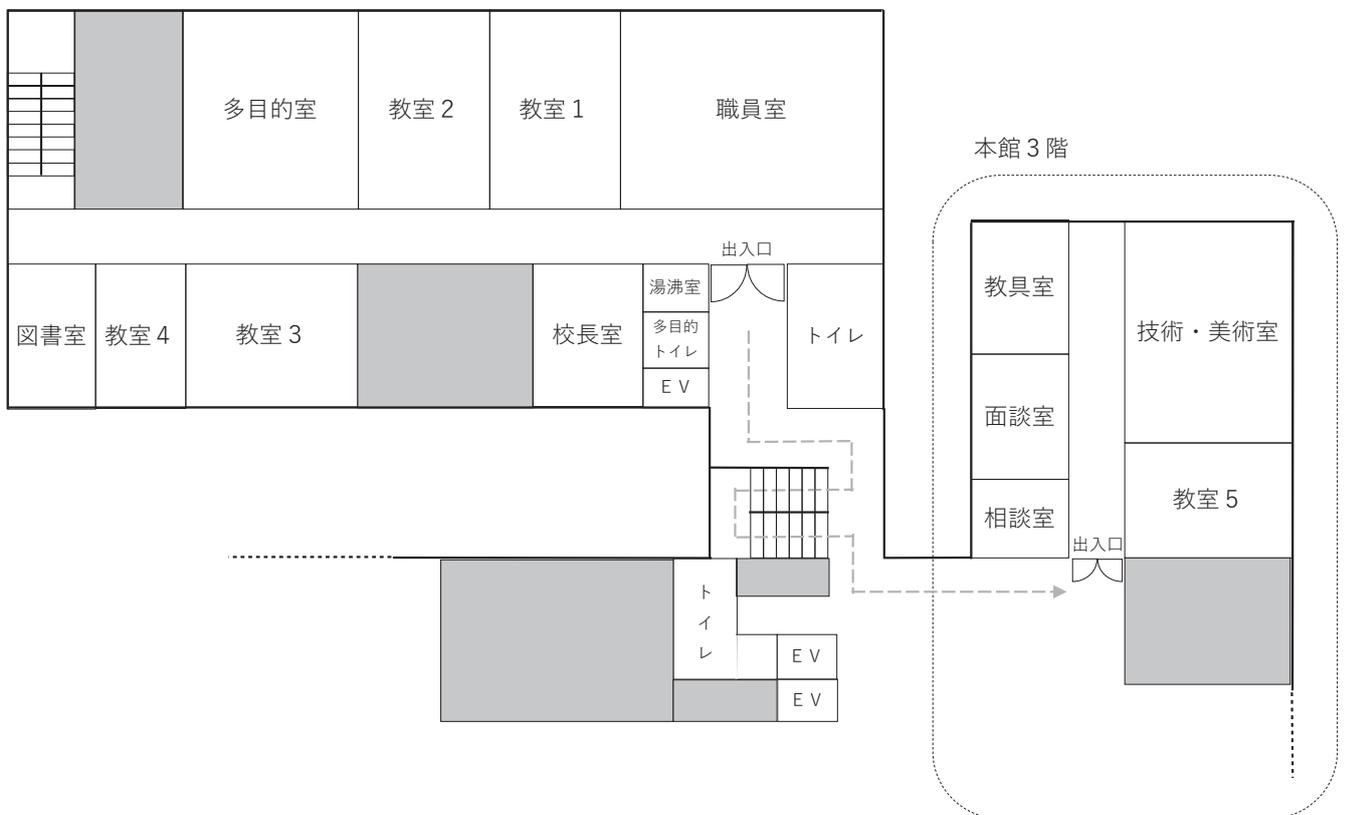
教育センターの新館2階と本館3階を活用し、学校教育活動を円滑に行うことができるよう、まとまりのある施設配置を行う。

多目的室を各教室から行き来しやすい場所に配置するとともに、生徒の登校時等の様子を確認し、適切な支援を行うことができるよう、職員室を出入口付近に配置する。

また、クールダウンやカウンセリングが必要な場合に、周りの目を気にせずに利用できるよう、生徒が主に過ごす新館2階ではなく本館3階に相談室・面談室を配置する。

【施設配置（案）】 ※学びの多様化学校エリアのみ記載

新館2階



6 今後のスケジュール（予定）

- | | | |
|------|-------|----------------------|
| 令和6年 | 4月～ | 文部科学省協議（教育課程） |
| 〃 | 9月 | 議会報告（基本計画） |
| 〃 | 10月頃～ | 生徒募集（学校説明会、面談、体験入学等） |
| 令和7年 | 4月 | 開校 |

第3次福岡市教育振興基本計画の策定について

1 概要

「第2次福岡市教育振興基本計画」は、令和元年度に策定し、その推進に取り組んでいるところであるが、令和6年度で計画期間が終了するため、これまでの成果を検証し、国の教育振興基本計画を参酌のうえ、社会情勢の変化や新たな課題に対応する次期教育振興基本計画を策定するもの

2 位置づけ

教育基本法第17条第2項に規定される、地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画

教育基本法（抄）

（教育振興基本計画）

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

3 計画の範囲及び期間

【計画の範囲】

市立学校（小学校・中学校・特別支援学校・高等学校）における取組みを中心とし、家庭・地域の取組も含めた、教育に関わる分野

【計画の期間】

令和7年度から令和11年度までの5年間

4 スケジュール

これまでの取組みの成果や課題を整理するとともに、有識者や学校関係者などから意見を伺いながら教育委員会事務局で案を作成し、議会報告及びパブリックコメントを経て策定する。

	R5年度		R6年度												R7年度			
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	
議会	委員会報告 (スケジュール等)							(振り返り・骨子案) 委員会報告						委員会報告 (原案)	パブリックコメント			議会報告 (成案)
策定検討委員会				①		②			③				④			⑤		

5 策定検討委員会の委員構成

- 学識経験者（大学教授等） 5名程度
- 学校現場（校長等） 4名程度
- 保護者・地域団体・企業・子ども関係団体 各1名程度

国の経済対策を踏まえた就学援助制度の対応について

1 国の経済対策の一環としての定額減税の概要

令和6年度税制改正の大綱（令和5年12月22日閣議決定）において、納税者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき令和6年分の所得税3万円、令和6年度分の個人住民税1万円の減税を行うこととされたもの。

令和6年度税制改正の大綱（抄）

（地方税）

令和6年度分の個人住民税について、定額による所得割の額の特別控除を次により実施する。

- (1) 納税義務者の所得割の額から、特別控除の額を控除する。ただし、その者の令和6年度分の個人住民税に係る合計所得金額が1,805万円以下である場合に限る。
- (2) 特別控除の額は、次の金額の合計額とする。ただし、その合計額がその者の所得割の額を超える場合には、所得割の額を限度とする。

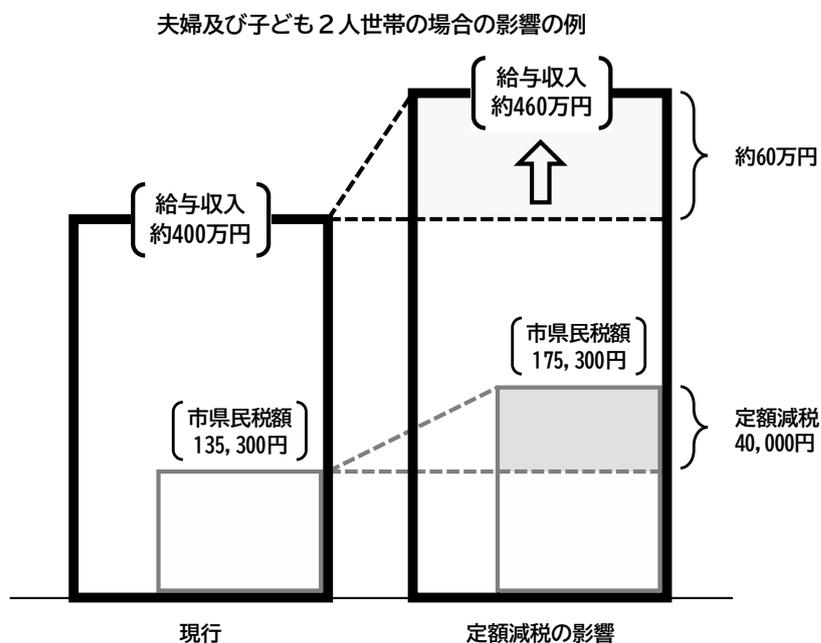
① 本人 1万円

② 控除対象配偶者又は扶養親族（国外居住者を除く。） 1人につき1万円

（注）控除対象配偶者を除く同一生計配偶者（国外居住者を除く。）については、令和7年度分の所得割の額から、1万円を控除する。

2 就学援助への影響

本市においては、就学援助の認定要件のうち、収入に係る要件について、子どもの人数ごとに「市・県民税額の所得割額」を基準として認定の可否を判定しているため、下の図の例のように定額減税が判定に影響を与えることとなる。



3 対応

定額減税の影響を受けないようにするため、所要の検討・調整を行い、令和6年度については、個人ごとの当該減税額を除いた形で判定することとする。

専門学科を有する市立高校のあり方（有識者会議の報告書）について

1 有識者会議について

専門学科を有する市立高校（福岡女子高校、博多工業高校）のあり方を検討するにあたり、社会経済の変化や生徒及び産業界のニーズに迅速かつ的確に対応するため、令和5年8月に外部委員にて構成する有識者会議を設置し、会議を開催した。

令和6年2月1日に、検討結果について報告書の提出を受けたため、概要について報告するもの。

参考：有識者会議 開催経緯

第1回会議	令和5年 8月 24日	高校を取り巻く環境の変化、市立高校の現状等
第2回会議	10月 16日	生徒のニーズ、福岡女子高校、博多工業高校の課題等
第3回会議	10月 30日	福岡女子高校の今後のあり方
第4回会議	11月 6日	博多工業高校の今後のあり方
第5回会議	令和6年 1月 17日	報告書（案）について

2 報告書の概要

(1) 福岡女子高校

① 現状等

- ・ジェンダー平等の社会変化に対応し、性差による入学制限の可否の検討が必要。
- ・定員割れが発生。教育内容が中学生や社会のニーズに合わなくなりつつある。
- ・各学科の学びが必ずしも、その後の進路に結びついていない。生徒の大半が進学しており、進学のための学力が備わる学びの提供が必要。

志願倍率	服飾 デザイン	食物 調理	保育 福祉	生活 情報	国際 教養	普通	平均 倍率	卒業後の進路	
								進学	就職
平成24年度	1.50	1.48	1.45	1.58	1.40	1.25	1.39	227	38
平成29年度	1.10	1.15	1.08	1.03	1.30	1.03	1.09	234	41
令和4年度	1.00	1.23	0.95	0.98	0.73	1.04	1.00	236	31

② 有識者意見

○共学化

- ・女子校としての歴史は尊重されるべきであるものの、ジェンダー平等の社会変化の中で、共学化が必要である。共学化にあたり、教育内容を見通した検討や、これまで培ったノウハウを発揮できる学校づくりが求められる。

○学科改編

- ・生徒が入学後に学びを選択できるよう、総合学科への改編（1年次：共通カリキュラム、2年次～：専門を選択）が求められる。
- ・生徒の幅広い進路選択に対応できる多様なコース設定等が必要。

○学びの内容

- ・家庭科の強みを生かしながら、市の施策と連携し、ビジネスや観光、工学や科学など、多様な学びを提供することが必要。
- ・大学の総合型選抜に対応するため、課題解決型学習を進めていく必要がある。

(2) 博多工業高校

① 現状等

- ・現行学科が約30年間変わっていない。情報通信業の従業者の増加など市内産業構造が変化しており、学科によっては、教育内容が社会のニーズにあわなくなりつつある。
- ・「情報処理・通信技術者」「開発・製造技術者」の需要増など、将来の労働需要の変化も踏まえた、教育内容の検討が必要。

志願倍率	機械	自動車工学	インテリア	建築	画像工学	電子情報	平均倍率	卒業後の進路	
								進学	就職
平成24年度	1.71		1.54		1.63		1.64	72	171
平成29年度	1.54	1.23	1.48	1.48	1.30	1.50	1.44	64	197
令和4年度	1.05	1.13	1.40	1.48	1.43	1.40	1.28	96	172

② 有識者意見

○学科改編

- ・インテリア、建築、自動車などの分野でも、これからは情報技術にも長けている必要がある。
- ・入学後に専門的な学びを選択できるよう、1年次は、総合的に工業全般の基礎・基本を学び、2年次から専門コースを選択できるような学科構成が望ましい。

○学びの内容

- ・人口減少社会において、サービス維持のため産業界での自動化が進む。情報通信系の技術者の需要増が予測され、IT人材を育成していく必要がある。
- ・建設業界では人材が不足するなど、労働力不足の観点から、建築などの専門分野の学びはこれからも社会から求められるが、技術を習得するだけでなく、語学、メンタリティなども身につけられる学びの設計が求められる。

○3年間に限らない教育課程

- ・データサイエンスやAIなどの分野は、技術者不足が顕著で、今後の伸長が予想されるが、高校3年間の学びだけでは不十分な面が否めない。
- ・市の施策とも連動しながら、求められる人材像や3年間に限らない教育課程（専攻科、高等専門学校）について、施設整備や教員確保も踏まえ、詳細に検討すべき。

3 今後の方向性

福岡女子高校は、共学化と総合学科への改編について、博多工業高校は、学科改編と3年間に限らない学びについて、具体的な検討に着手する。

福岡市総合図書館基本的運営方針の策定について

1 現状

福岡市総合図書館では、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（平成24年12月19日 文部科学省告示第172号）において策定が努力義務とされる「基本的運営方針」として、平成26年6月に「福岡市総合図書館新ビジョン」（以下「現ビジョン」という。）を策定した。

現ビジョンでは、「市民がくつろぎ、本や人と楽しくふれあえる、新たな学び・情報・交流の拠点となる図書館」を基本理念に掲げ、図書館像や図書館運営などについて定めており、取組期間を10年間としている。

2 基本的運営方針の策定

現ビジョンの取組期間は令和5年度までとなっているが、上位計画である「第9次福岡市基本計画」が2年間延長され、令和6年度に新たな基本計画が策定されること等を考慮し、現ビジョンを令和7年度まで継続した上で、次期基本的運営方針を策定することとする。

3 策定スケジュール

附属機関である福岡市総合図書館運営審議会に諮りながら教育委員会事務局で案を作成し、議会報告及びパブリックコメントを経て策定する。

	R5年度	R6年度			R7年度			R8年度
議会	2月 委員会報告 (スケジュール等)				9月 委員会報告 (素案)		2月 3月 委員会報告 (原案) パブリックコメント	6月 議会報告 (成案)
審議会	○		○		○	○		○